

# 青少年教化施設の管理運営に関する規程

〈1991年6月29日達令公示第29号〉

- 改正 ①2004年6月28日達令公示13  
 ②2005年6月28日達令公示6  
 ③2010年6月29日達令公示8  
 ④2015年6月26日達令公示9  
 ⑤2023年6月30日達令公示14

(趣旨)

**第1条** この達令は、青少年の教化活動のための宿泊施設（以下「施設」という。）及び野営場の管理運営に関する事項について定める。

(名称及び所在地)

**第2条** 施設の名称及び所在地は、別表のとおりとする。

(管理及び運営)

**第3条** 施設の管理及び運営は、当該施設の管轄教区に委託して行い、その規則は、別に定める。

(施設の長)

**第4条** 施設の長は、当該施設を管轄する教務所長がこれに当たる。

(経費)

**第5条** 施設の管理及び運営に必要な経費は、施設の長の上申により助成することができる。

(事務所管)

**第6条** 施設に関する事務は、企画調整局の所管とする。

**附 則**

- この達令は、1991年7月1日から実施する。
- 1991年6月30日現在、施設の長及び職員であった者は、この達令による施設の長及び職員とみなす。

**附 則** (2004年6月28日達令公示第13号)

この達令は、2004年7月1日から施行する。

**附 則** (2005年6月28日達令公示第6号)

この達令は、2005年7月1日から施行する。

**附 則** (2010年6月29日達令公示第8号)

この達令は、2010年9月1日から施行する。

**附 則** (2015年6月26日達令公示第9号) 抄

この達令は、2015年7月1日から施行する。

**附 則** (2023年6月30日達令公示第14号)

この達令は、2023年7月1日から施行する。

別表 名称・所在地・管轄教区

名称	所在地	管轄教区
池の平青少年センター	新潟県妙高市大字 関川2283番地	新潟教区

# 教区緊急事態対策委員会設置に関する達令

〈1991年6月29日達令公示第30号〉

(設置)

**第1条** 宗門の緊急事態に対処するため、教区会及び教区門徒会の議決を経て、教区にそれぞれ教区緊急事態対策委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

(報告)

**第2条** 教務所長は、委員会の組織、運営その他必要な事項を定め、教区会及び教区門徒会の議決を経て、これを委員の名簿とともに宗務総長に報告するものとする。

**附 則**

- この達令は、1991年7月1日から施行する。
- 1991年6月30日現在、設置されていた委員会は、この達令により設置された委員会とみなす。

〔第七編〕青少年教化施設の管理運営に関する規程

〔第七編〕教区緊急事態対策委員会設置に関する達令

# 組制

（1991年6月29日条例公示第9号）

- 改正 ①1997年6月13日条例公示9  
 ②2000年6月27日条例公示6  
 ③2005年6月28日条例公示10  
 ④2005年6月28日条例公示11  
 ⑤2009年6月29日条例公示7  
 ⑥2018年6月25日条例公示3  
 ⑦2018年6月25日条例公示7  
 ⑧2021年6月30日条例公示1

## 第1章 総則

（組の構成・運営）

**第1条** 組は、地方行政区画並びに教学振興及び教化推進の実働の便宜を参酌し、従前から分属された寺院、教会その他の所属団体により構成される地方宗務機関であつて、聞法の道場たる寺院及び教会がその機能を發揮して同朋の会を生み出し、念仏者を育む同朋会運動のさらなる展開のための共同教化の単位として、常に同朋の公議公論に基づいて運営されなければならない。

（組の構成の変更）

**第2条** 合併若しくは分割又は新設等により、組の構成を変更するときは、組会及び組門徒会の議決を経なければならない。

2 前項の議決がなされたときは、教区会及び教区門徒会の議決を経て、宗務総長の承認を得なければならない。

## 第2章 組長の事務

（職務）

**第3条** 組長は、教務所長の監督を受け、教学振興及び教化推進をはかり、組を統轄代表し、宗門法規によって組の宗務を行う。

2 組長は、第1条の運営理念を尊重し、組の宗務執行の適正を保持するため、組同朋総会を開いて、組の運営に関わる住職・教会主管者、僧侶、坊守及び門徒会員等の意見を広く聴取するものとする。

3 前項の組同朋総会の運営に関する事項は、必要により組ごとに定める。

（副組長等）

**第4条** 副組長は、組長の職務を補佐するとともに、組長が欠けたとき又は事故あるときは、その職務を代理する。

2 ひとつの組に2人以上の副組長を置くときは、宗務総長の承認を得なければならない。この場合、組長は前項の職務代理を行う副組長をあらかじめ指名しておくものとする。

3 組長の命を受け組の事務に従事する者が必要なときは、組会に諮って会計又は主事を置くことができる。

（任期及び就任日）

**第5条** 組長及び副組長の任期は、3年とする。ただし、補欠によって就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 組長及び副組長は、選挙により当選した者が、現任者の任期満了の日の翌日就任する。ただし、補欠による場合は、当選の日とする。

（事務）

**第6条** 組長は、次の事務を行う。

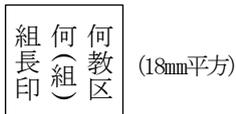
- (1) 教化及び学事に関する事項
  - (2) 同朋の会に関する事項
  - (3) 本派に関係のある公益事業及び所属団体に関する事項
  - (4) 諸法規の周知及びその実施に関する事項
  - (5) 諸願、申請、届出に関する事項
  - (6) 本派の選挙に関する事項
  - (7) 風紀及び秩序の維持に関する事項
  - (8) 門徒会に関する事項
  - (9) 賦課金及び教区費に関する事項
  - (10) 相続講に関する事項
  - (11) 懇志の奨励に関する事項
  - (12) 組の施設に関する事項
  - (13) 組の会議に関する事項
  - (14) 組の会計に関する事項
  - (15) 寺院、教会、僧侶、門徒及び寺族に関する事項
  - (16) 渉外に関する事項
  - (17) その他必要な事項
- （関係書類の整備及び保管）

**第7条** 組長は、諸法規綴、執務記録、組の会議の記録、会計簿及び証憑類その他重要書類を常に整備し保管しなければならない。

（職印）

**第8条** 組長及び副組長は、次の様式の職印を調製し、教務所長に届け出て、職務に使用する。

組長（副組長）印 （雛形）



（事務の引継）

**第9条** 組長が交替したときは、すみやかに副組長の立会により事務の引継をしなければならない。

## 第3章 組会

（構成）

**第10条** 組に組会を置き、組内の住職、教会主